

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 トッパン・フォームズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 秋山 正 法
(コード番号 7862 東証第1部)
問合せ先 経 理 本 部 長 堀 喬 一
(TEL . 03 - 6253 - 5720)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 52 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について附議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

変更の理由

- (1) 貨物運送取扱事業法の改正 (平成 14 年法律第 77 号) による取次業の廃止と新規事業拡大に伴い第 2 種利用運送事業を行うため、現行定款第 2 条事業目的の一部変更を行なうものであります。
- (2) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) および会社法施行規則 (平成 18 年法務省令第 12 号) の施行に伴い、次のとおり変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利に関する規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

株式取扱規則に株主の権利行使の手続きに関する事項を追加するために変更するものであります。(変更案第 13 条)

株主総会の開催場所を明確にするため、株主総会の招集地を本店所在地または隣接地とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 16 条)

株主総会の招集手続の合理化を目的として、株主総会参考書類等のインターネットにより開示する旨の規定を新設するものであります。(変更案第 18 条)

取締役会を機動的に運営するため、取締役全員の同意があれば取締役会の書面決議等が可能となる旨の規定を新設するものであります。(変更案第 31 条)

- (3) より効果的かつ経済的な情報開示を可能とするため、当社の公告の方法を電子公告に変更するものであります。(変更案第 5 条)
- (4) 取締役および監査役が期待される役割を十分発揮できるようにするため、取締役会決議によって、取締役および監査役の責任を法定の限度において免除することができるよう、責任免除に関する規定を新設するものであります。(変更案第 32 条、44 条)
なお、変更案第 32 条および第 44 条につきましては、定款変更の内容を含め、本議案の提出に関して監査役の全員の同意を得ております。

(5) その他、必要な規定の新設または削除、用語、引用条文および字句の修正を行うものであります。

なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の施行に伴い、平成18年5月1日付で当社定款に次の規定があるものとみなされております。

- 取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨（変更案第4条）
- 株式に係る株券を発行する旨（変更案第7条）
- 株主名簿管理人を置く旨（変更案第12条）

変更内容

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~15.（記載省略）</p> <p>16. <u>貨物運送取扱事業、貨物自動車運送事業および倉庫業</u></p> <p>17. ~20.（記載省略）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~15.（現行どおり）</p> <p>16. <u>貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業および倉庫業</u></p> <p>17. ~20.（現行どおり）</p>
<p><u>（新 設）</u></p>	<p><u>（機関）</u></p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>
<p>（公告の方法）</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>（公告方法）</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行なう。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。</u></p>
<p>第2章 株式</p> <p>（株式の総数）</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、4億株とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4億株とする。</p>
<p><u>（新 設）</u></p>	<p>（株券の発行）</p> <p>第7条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券は発行しないことができる。</u></p>
<p>（自己株式の取得）</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条の3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>（自己の株式の取得）</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1 単元の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。</p> <p>2 . <u>当社は 1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「<u>単元未満株式</u>」という。) に係る株券は発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(2 項は削除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 10 条 <u>当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その有する単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当社に請求することができる。</p> <p>2 . 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p>	<p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第 11 条 <u>当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(2 項は削除)</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 . <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 . 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ) および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、株券喪失の登録またはその抹消、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り・買増し等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 . <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 . 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) 株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売り渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 <u>当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失の登録またはその抹消、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り・買増し等株式に関する諸手続および手数料に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要のある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 14 条 当社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、必要のある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌月から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 15 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(招集地)</p> <p>第 16 条 当社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地において招集する。</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行なう。</p>	<p>(決議方法)</p> <p>第 19 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使等)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合株主または代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出するものとする。</p>	<p>(議決権の代理行使等)</p> <p>第 20 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 16 条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 21 条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第 17 条 (記載省略)</p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第 23 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、前項の定めにかかわらず、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 24 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、前項の定めにかかわらず、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 20 条 取締役会は、法令または本定款で定める事項のほか、当会社の業務執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令または本定款で定める事項のほか、当会社の業務執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 7 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役等)</p> <p>第 22 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役社長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。なお、必要に応じて取締役会長および取締役相談役を選任することができる。</u></p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第 27 条 <u>当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。なお、必要に応じて取締役会長および取締役相談役を定めることができる。</u></p>
<p>(報酬)</p> <p>第 23 条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 <u>取締役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 30 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 31 条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して免除することができる。</u></p>
<p>第 26 条、第 27 条 (記載省略)</p>	<p>第 33 条、第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の選任)</p> <p>第 35 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 . 補欠として選任された監査役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 36 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 . 補欠として選任された監査役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第 30 条 (記載省略)</p>	<p>第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 7 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 . 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 38 条 監査役会の招集通知は、会日の <u>3 日前</u>までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 . 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>
<p>(常勤監査役等)</p> <p>第 32 条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>2 . <u>監査役の互選により</u>、常任監査役を定めることができる。</p>	<p>(常勤監査役等)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>2 . <u>監査役会は、監査役の中から常任監査役を定めることができる。</u></p>
<p>(報酬)</p> <p>第 33 条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>それぞれ株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 40 条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 34 条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 41 条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果ならびに<u>その他法令で定める事項</u>を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第 35 条 { (記載省略)</p> <p>第 36 条</p>	<p>第 42 条 { (現行どおり)</p> <p>第 43 条</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 44 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p><u>第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新 設)	<p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p><u>第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u></p> <p>(<u>営業年度</u>)</p> <p><u>第37条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日をもって決算期とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p><u>第48条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
(利益配当金)	<p>(<u>期末配当金</u>)</p> <p><u>第49条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</u></p>
(中間配当)	<p>(<u>中間配当</u>)</p> <p><u>第50条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「<u>中間配当金</u>」という。)をすることができる。</u></p>
<p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p><u>第40条 利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過して受領されない場合には、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>期末配当金等の除斥期間</u>)</p> <p><u>第51条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合には、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>